

### 3 要求水準書（案）【維持管理・運営】に関する質問回答書

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
1	1	第1章	第1節			用語の定義	受託者(本事業を貴市から受注して実施するもの)とは、SPCを意味するものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	2	第1章	第3節	1	(1)	上水ポンプ場	上水ポンプ場に関する検討条件その他必要な情報は、いつ開示されるのでしょうか。	入札公告時に示します。
3	2	第1章	第3節	1	(1)	上水ポンプ場	上水ポンプ場に関しては、維持管理・運営のみが本事業の対象となるものであり、設備・機器の瑕疵は貴市のリスク負担であると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	2	第1章	第3節	1	(1)	維持管理・運営範囲	上水ポンプ場は既存設備と思われませんが、現状の設備仕様及び維持管理・運営内容を8月の入札公告時にご教示願います。また上水ポンプ場の大規模修繕が必要となった場合、市の所掌と考えてよろしいでしょうか。	前段について、入札公告時に示します。なお、上水ポンプ及び配管について、本施設の稼働にあわせて、市が新たに整備します。後段について、運営期間中のすべての修繕は事業範囲に含めます。
5	3	第2章	第1節			事業用地	「当該環境センターの解体業務等」とありますが、本解体業務は貴市負担で実施との理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。ただし、本施設の整備に必要な解体工事は事業範囲とします。
6	4	第2章	第2節	2		下水汚泥の性状について	下水汚泥の性状についての記載がありません。現状の下水道脱下水汚泥性状についての数値を御教示願います。	要求水準書(案)【設計・建設】に関する回答No.18及びNo.19を参照ください。
7	4	第2章	第3節	4		渋滞時の措置	「渋滞により時間を過ぎた搬入車」への対応が求められています。合理的な範囲で、超過時間に一定の制限が必要と考えます。渋滞の場合でも(例えば規定の終了時刻から30分以内など)受付時間を規定する必要があると考えますが如何でしょうか。	渋滞とは、受付時間内に本施設に到着しているにもかかわらず、混雑により受付ができない状態を指します。
8	4	第2章	第3節	4		市の指示	「市が事前に指示する場合」とは、5頁の表の脚注(8,12,3月の受付予定は約1ヶ月前に市より提示する。)を指すものと考えて宜しいでしょうか。	「5頁の表の脚注(8,12,3月の受付予定は約1ヶ月前に市より提示する。)」以外を指しますが、現時点では想定しておりません。
9	4	第2章	第3節	4		搬入日及び時間	下水汚泥はし尿等と同様に考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	5	第2章	第3節	4	表	8,12,3月の受付予定	時間外及び土曜日の受入れに関して「受付予定は約1ヶ月前に市より提示」となっていますが、計画的に業務を実施しVFMの向上に資するため、受付予定は年度当初に貴市と受託者で協議することにして戴けないでしょうか。	要求水準書(案)に示すとおり、1ヶ月前に市が提示します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内 容	回 答
11	5	第2章	第3節	6		使用バキューム車	バキューム車は全て登録車両にて受付し、料金の徴収なしと考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
12	6	第2章	第4節			再資源化物(炭化物)の品質	市の使用分(20%)の施設内貯留の容量はどの程度を想定していますか。	事業者の提案に委ねます。ただし、日生産量の6ヶ月を確保してください。
13	6	第2章	第4節			市民に配布できるよう施設内に貯留する。	ここでいう施設とは、要求水準書(案)ー設計・建設編ー第3章、第6節、1、9) p.63でいう製品保管庫と考えてよいかご教示下さい。その場合、市使用分と事業者使用分の区画は完全に分ける必要があるかご教示下さい。	前段について、製品保管庫を兼用してもかまいません。ただし、市使用分については一般住民に配布するため安全かつ利便性に優れた配布が可能であることを条件とします。後段について、市使用分と事業者使用分の区画は分けてください。
14	6	第2章	第5節			し渣・沈砂・清掃汚泥の処理	し渣・沈砂・清掃汚泥の処理に関して、事業者側にマニフェストは必要となりますか？	し渣・沈砂・清掃汚泥の処理に関して、一般廃棄物施設であるため、マニフェストは必要ありません。
15	6	第2章	第5節		(1)	し渣	し渣の処理方法および搬出先までの距離を御教示願います。	し渣について、クリーンセンターにて処理します。クリーンセンターまでは3km程度の距離となります。
16	11	第2章	第14節			解体・造成工事	貴市が実施する解体・造成工事に関し、必要な協議・調整は貴市と受託者との間で行われるものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	11	第2章	第14節			解体・造成工事への協力	現施設を解体・造成後の敷地利用計画がありましたら御教示願います。	現時点では、緑地、植栽程度の整備を予定しております。
18	13	第3章	第2節			有資格者の配置	廃棄物処理施設技術管理者とは(財)日本環境衛生センター汚泥再生処理センターコース受講修了者でよろしいでしょうか。	(財)日本環境衛生センター汚泥再生処理センターコース受講修了者も含まれます。
19	14	第4章	第1節			受付管理	処理対象物搬入車両の管理とは具体的にどのような内容を想定しているのか御教示下さい。例えば、搬入量の調整等の作業は管理範囲外と考えてよろしいでしょうか。	搬入台数・量・車種等の把握及び搬入禁止物等の排除等の受入・受付業務全般を指します。なお、量の調節については、管理範囲外となります。
20	17	第5章	第8節			資源物の再資源化業務	「有価として扱うことが出来ない再資源化物(炭化物)」とありますが、マニフェストについては、貴市と事業者でどのような役割分担になるのでしょうか？	有価として扱うことが出来ない場合は、一般廃棄物となるため、マニフェストは必要ではありません。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内 容	回 答
21	17	第5章	第8節			資源物の再資源化業務	「再資源化物(炭化物)の20%を市の利用分として6ヶ月程度保存」とありますが、6ヶ月程度保存して余った場合は、貴市負担で対応(処分)するとの認識でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
22	17	第5章	第8節			搬出物の性状分析	「乾燥汚泥等として搬出・・・」という記述がありますが、再資源化設備において、乾燥汚泥として搬出する設備を有するも考えてよろしいでしょうか。	乾燥汚泥での搬出は想定しておりません。入札公告時には修正いたします。
23	17	第3章	第8節			再資源化物(炭化物)の20%を市の利用分として6ヶ月程度保管する。	下の表では20%/日生産量と記載されていますので、毎日生産される内の20%を保管することとなりますが、6ヶ月を超えた分については、市が別の保管庫に引き取ると考えてよいのかご教示下さい(市利用分がうまく捌けなかった場合、余剰在庫として蓄積していくため、保管容量の問題が生じる可能性があります)。	ご理解のとおりです。
24	17	第5章	第8節			貴市利用分の再資源化物	「市の利用分として6ヶ月程度保管」とありますが、6ヶ月を過ぎた再資源化物については受託者の管理責任は無く、貴市の責任で保管場所から搬出されるものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	17	第5章	第8節			資源物の再資源化	「再資源化物(炭化物)の20%を市の利用分として6ヶ月程度保管する」とありますが、これは、全事業期間を通じてこの20%分の生産に関わる費用は市からSPCに自動的に支払われるとの解釈でよろしいでしょうか？	市の利用分、事業者の購入分にかかわらず、し尿等の受入、処理、再資源化のための対価は、処理委託料(固定費及び変動費)として市からSPCに支払われることとなります。
26	17	第5章	第8節			資源物の再資源化	「再資源化物(炭化物)の20%を市の利用分として6ヶ月程度保管する」とありますが、これは、全事業期間を通じて、SPCや落札者はこの20%分については販売や処分のリスクが不要であるとの解釈でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。ただし、市民配布への本施設での対応、料金徴収代行は事業範囲とします。
27	17	第5章	第8節			資源物の再資源化	「再資源化物(炭化物)の20%を市の利用分として6ヶ月程度保管する」とありますが、これは毎日生産される再資源化物の20%づつをそれぞれ6ヶ月間在庫するべきでしょうか？あるいは、生産日にかかわらず、6ヶ月間に生産される再資源化物の合計量の20%相当量を在庫として常に保持すればよいとの解釈でよろしいでしょうか？	原則として毎日生産される再資源化物の20%とします。毎日の生産量にかかわらず一定量が必要となった場合は協議によります。
28	18	第3章	第8節			製品形態:事業者提案による。ただし、100%ペレット化を可能とする設備を計画する。	市使用分は「ペレット状+袋詰め」となっていますが、事業者使用は袋詰めは考えなくてよいということかご教示下さい。	事業者の提案に委ねます。ただし、万一事業者が有効利用ができず市が有効利用を行う場合には袋詰めが必要となる場合があります。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内 容	回 答
29	18	第3章	第8節			有効利用計画:市の有効利用計画と重複しないものとする。	市使用分の20%の利用計画に影響を及ぼさないためには、残りの80%の処理は、市域外での利用も視野に入れる必要がありますが、市内から発生した再資源化物質を市域外で活用することについて、市の立場をご教示下さい。	事業者の責任において提案に委ねます。
30	21	第6章	第9節			明渡し基準	「最終年度に精密機能検査を実施する」とありますが、具体的な検査内容をご教示ください。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に準拠した検査となります。その結果、要求水準書(案)に示した能力に未達事項がないことを求めます。
31	22	第7章	第1節			公害防止条件	公害防止条件について、具体的に御教示願います	公害防止条件とは、「第2章第6節公害防止基準」を指します。
32	25	第9章	第4節			本施設の稼働状況及び環境保全状況の説明を行い、見学者が本施設についての理解が得られるように努める。	施設の紹介だけでなく、廃棄物＝資源ということを啓蒙する様な教育コーナー(展示)を併設したらと考えますが、市のご意見をご教示下さい。	事業者の提案に委ねます。
33	26	第9章	第6節			『薩摩川内市地域防災計画』について	入手または閲覧方法について御教示願います。	入札公告時に示します。
34	26	第9章	第7節		③	その他施設管理	「市が設置する放流管、放流口の点検及び清掃等行う。」とありますが、放流管、放流口の場所をご教示ください。	入札公告時に示します。
35	26	第9章	第7節			台風時の流木等の撤去	管理範囲の清掃業務に「台風時の流木等の撤去等」が含まれていますが、台風の被害は受託者にコントロール不可能かつ予測不能なものであり、業務範囲に含むことはリスク分担の最適化の観点からも非合理的と考えます。流木の撤去その他必要な措置は受託者が初期対応を行い、当該作業に係る費用については貴市の負担とすることが現実に即した対応と考えますが如何でしょうか。	あくまでも施設の維持管理上の対応であり、人力で行える清掃程度を想定している。重機等が必要な場合は協議します。